平成２８年（フ）第５５号
宮崎県延岡市日の出町１丁目14番地７　ロイヤルハイツ福井　501
債務者　青山　洋三
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３０６号
福岡県直方市大字感田2236番地６
債務者　松下　巖
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　真聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５号
京都府福知山市字前田33番地　市営南佳屋野団地Ｈ棟302号、前住所京都府福知山市字堀2758番地　ハイツリバーパレス205号
債務者　久保亭こと　久保　定良
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第９号
兵庫県丹波市氷上町西中350番地
債務者　増田　敏子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
香川県仲多度郡多度津町京町12番11号
債務者　西野　学
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２９５号
宮城県名取市那智が丘１丁目12番地の14
債務者　神坂　礼子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３３４号
仙台市若林区沖野３丁目２番３号　越後荘202
債務者　志賀　敏宏
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内ヶ崎裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４２４２号
大阪府豊中市蛍池東町４丁目４番10号サンハイツ大西101号、住民票上の住所大阪府守口市南寺方中通２丁目６番13号
債務者　中野　茂
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８号
神戸市中央区二宮町２丁目10番１―1003号
債務者　森川　喬
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　韓　検治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８３号
広島市佐伯区八幡１丁目18番８―502号
債務者　飯田　芳幸
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田憲太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６号
宮城県東松島市矢本字下浦185番地１　県営下浦住宅441号室
債務者　高橋　彩
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
北海道北斗市谷好３丁目５番26号
債務者　小野寺　徹
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５２７号
埼玉県富士見市関沢２丁目20番29―105号、前住所埼玉県富士見市東みずほ台２丁目28番地４　高橋マンション　307
債務者　織原千惠子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５４号
沖縄県那覇市識名１丁目16番43号　石田ハイツ107
債務者　渡久地政和
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４３号
愛知県岡崎市若松町字西三田ケ入７番地35
債務者　添田　有香
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５７７号
大阪市福島区福島４丁目２番73―501号、前住所大阪市福島区福島３丁目６番６―904号
債務者　村上　直也
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部